

ナンバープレートが付いていない車を新たに登録し、新使用者の住所（使用の本拠の位置）が名古屋ナンバー管轄内となる場合の手続きです。

◇ 必要書類 ◇

愛知運輸支局等で入手（購入）するもの。

- ① OCR申請書※（1号様式）
- ② 手数料納付書※（入手後、必要分の手数料印紙を貼付けてください。）
- ③ 重量税納付書（入手後、必要分の重量税印紙を貼付けてください。）
- ④ 【希望者のみ】希望番号予約済証（事前予約制。16番窓口にて入手）

旧所有者（新規登録前の所有者）のもの。

- ⑤ 登録識別情報等通知書、又は完成検査終了証（9ヶ月以内のもの）
- ⑥ 【新車輸入車のみ】自動車通関証明書等（リサイクル料金の預託確認ができるもの）
- ⑦ 譲渡証明書※（旧所有者の実印を押印）

新所有者、新使用者のもの。

- ⑧ 自動車検査票（新規検査を終えて当日合格印があるもの）、自動車予備検査証（3ヶ月以内のもの）、保安基準適合証（発行日を含め15日以内のもの）のうち、いずれか1つ（ただし、有効な完成検査終了証の添付がある場合はいずれも不要。）
- ⑨ 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書
- ⑩ 新所有者の印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）
- ⑪ 委任状※（実印を押印。ただし、新所有者、新使用者本人が申請する場合であって、① OCR申請書に所有者は実印押印、使用者は記名があれば不要。）
- ⑫ 新使用者の車庫証明書（警察署発行、40日以内のもの）
- ⑬ 新所有者と新使用者が異なる場合、上記書類に加えて新使用者の住所を証する住民票 又は 登記事項証明書等（3ヶ月以内のもの。写しでも可能。）
- ⑭ 自動車の持ち込み、ナンバープレートの取り付け等に必要な工具類

（注）下記例に関する手続きには追加書類等が必要です。詳しくは①窓口にお問い合わせ下さい。
例：新所有者が未成年の場合、事業用自動車（緑ナンバー）、レンタカー、大型ダンプカー、その他特別な自動車

注：※印の様式類は、愛知運輸支局ホームページや用紙配布コーナー（①窓口前）で入手可能です。

◇ 手続きの流れ ◇

支局

用紙配布コーナー 申請書入手

①OCR申請書（1号様式）と②手数料納付書 を入手して下さい。（無料）

隣建物

⑫窓口 登録手数料印紙、重量税印紙購入

手数料印紙は必要分を購入し、②手数料納付書に貼り付けて下さい。

保安基準適合証の場合 登録手数料：700円 検査手数料：1300円 技術情報管理手数料：400円
（ただし、有効な自動車予備検査証を添付して申請する場合の検査手数料は不要。また、自動車検査票を添付して申請する場合の検査手数料や印紙証紙の購入方法等は、国土交通省ホームページ又は新規検査当日の受付前に⑩～2窓口にお問い合わせ下さい。）

重量税印紙は必要分（国土交通省ホームページを参照。）を購入し、③重量税納付書に貼り付けて下さい。

支局

記入台 申請書記入

裏面記入例を参考に、ご自身で申請書、その他書類の必要項目を記入して下さい。
お急ぎの方は隣建物1階の「代書コーナー」をご利用下さい。（有料）

③窓口 申請書提出

窓口横の番号発券機から番号札2枚を発券し、番号札1枚、①～⑬（③を除く）の順にクリップで必要書類を留めて3番窓口のポストに入れて下さい。

審査待ち時間の目安 30分～60分程度。休前日や月末、年度末は、2時間以上の待ち時間が発生する場合があります。

④窓口 車検証交付

審査が終わると、窓口背面のモニターに番号が表示されます。お手持ちの番号札控え、③重量税納付書と引き替えで車検証を交付します。記載内容等に誤りがないかどうか必ずご確認ください。

隣建物

2階 ②1窓口 【県税】自動車税申告

申告用紙は県税窓口で入手して下さい。

⑬窓口 ナンバープレート購入、封印

ご自身でナンバープレートを取り付けた後、封印を受けて下さい。

③窓口後、
提出書類が交付待ちかは
右のQRから確認できます



印鑑は、印鑑証明書と同じ印を押印。委任状の添付がある場合は押印不要です。